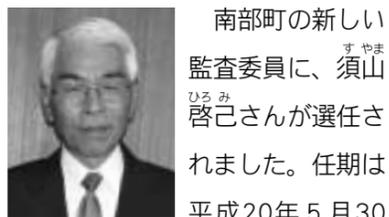


おしらせ

新しい監査委員が
選任されました



南部町の新しい
監査委員に、須山
啓己さんが選任さ
れました。任期は

平成20年5月30
日から平成24年5月29日までの4
年間です。

不法滞在・不法就労防止
にご協力をお願いします

事業主のみなさんが外国人を雇
用する場合は、次の点に注意して、
不法滞在・就労防止をお願いします。

- ・ 旅券、就労資格証明書などを見
て「在留資格」「在留期間」
を確認してください。
- ・ 不法滞在は違法です。不法滞在
者が働くことはできません。
- ・ 「短期滞在」等、働くことが認
められない在留資格の外国人
を雇用することはできません。
- ・ 偽造された外国人登録証明書
を持っている場合があります
ので、変だなと感じた場合は警
察に相談してください。

お問い合わせ先

米子警察署
TEL 33-0110

軟質プラスチック類の
収集について

広報なんぶ5月号(11頁)でお知
らせした「ごみ処理についての願
い」の中で、記号(PE、PP、PET、
PS、プラ)を参考にして軟質プラス
チック類の分別収集の記事を掲載
しましたが、これはそれぞれ別の袋
に分けるのではなく、まとめて一
つの袋で搬出できます。

説明不足をお詫びします。



お問い合わせ先

南部町役場 町民生活課
TEL 66-3116

ご案内

夏季巡回ラジオ体操・
みんなの体操会南部町大会

南部町でNHK全国放送公開番組が
行われます。

家庭や地域、学校、職場など、み
なさんお誘いあわせのうえご参加
ください。

■日時/8月8日(金)

集合:午前5時30分

開会:午前6時から

■会場/とっとり花回廊



お問い合わせ先

南部町教育委員会事務局
TEL 64-3787

社会を明るくする運動
西伯郡研究大会

「社会を明るくする運動」は、犯
罪や非行の防止、更生への支援と理
解を深め、安全で明るい社会を目指
す全国的な運動です。

講演や演奏、唄などを楽しみなが
ら、運動の大切さについて考えます。
みなさんご参加ください。

■日時/7月7日(月)

午後1時30分から

■会場/

総合福祉センターいこい荘

お問い合わせ先

南部町役場 町民生活課
TEL 66-3114

募集

自衛隊輸送機
体験搭乗者募集

■搭乗日/9月28日(日)

■搭乗機種/C-1型輸送機、
YS-11型輸送機

■応募期限/8月22日(金) 必着

■応募要領/

小学生以上でなければ応募でき
ません。(小学生の場合は保護者
同伴)ハガキ1枚につき2名まで
申し込みできます。ハガキに搭乗
希望機種、搭乗希望者全員の郵便
番号、住所、氏名、年齢、電話番
号を記入してお申し込みくださ
い。(小学生は学年を記入)

お問い合わせ先

航空自衛隊美保基地渉外室
TEL 45-0211
〒684-0053境港市小篠津町2258

平成20年度から国民健康保険税の納期・徴収方法等が変わります

■納期が変更になり、8回に分けて納付します

これまでは、年額を6月から3月の10回に分けて納付していただいておりましたが、今年から年額を7月から2月の8回に分けて納付していただくことになります。

納期	税目	納期限	口座振替日
平成20年6月			
7月	国民健康保険税(第1期)	7月31日	7月31日
8月	国民健康保険税(第2期)	9月1日	9月1日
9月	国民健康保険税(第3期)	9月30日	9月30日
10月	国民健康保険税(第4期)	10月31日	10月31日
11月	国民健康保険税(第5期)	12月1日	12月1日
12月	国民健康保険税(第6期)	12月25日	12月25日
平成21年1月	国民健康保険税(第7期)	2月2日	2月2日
2月	国民健康保険税(第8期)	3月2日	3月2日
3月	国民健康保険税(随時期)	3月31日	3月31日

■算定方法が変更になり、後期高齢者支援金が変わります

平成20年4月から新たに創設された後期高齢者医療制度に伴い、国民健康保険税の算定に後期高齢者支援金分が加わりました。

- ① 医療給付費分
- ② 後期高齢者支援金分(新設)
- ③ 介護納付金分(40歳~64歳の方のみ)

3つの合計額が国民健康保険税として、国民健康保険の世帯主に課税されます。

■税率等が変更になります

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	4.22%	2.58%	1.57%
資産割	19.54%	12.30%	8.95%
均等割	15,600円	9,800円	8,300円
平等割	12,900円	8,000円	4,400円

■65歳以上の国民健康保険世帯主の保険税は年金から天引き(特別徴収)となります

年金から天引きされる方は、次の2つの条件を満たしている場合に限りです。

- ① 国民健康保険世帯主を含む国民健康保険に加入している世帯員全員が65歳から75歳未満である
- ② 国民健康保険世帯主が年額18万円以上の年金を受給し、かつ、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えないこと

※くわしくは、7月中旬にお配りする納税通知書をご覧ください。

お問い合わせ先 法勝寺庁舎 税務課 TEL 66-4802